

水道事業等の統合に関する基本協定書

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合（以下「関係団体」という。）は、各々が行っている用水供給事業、水道事業及び共同処理する水質検査業務（以下「水道事業等」という。）の統合に関し、次のとおり合意し、基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など関係団体が直面する課題に対応し、連携して広域で水道の老朽化対策等を通じた基盤強化を図ることにより、住民に対し安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを統合の目的とする。

（統合の時期）

第2条 水道事業等の統合の時期は、令和7年4月1日とする。

（企業団の設立）

第3条 第1条の目的を達成するために、奈良県広域水道企業団（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づく一部事務組合。以下「企業団」という。）を設立する。

（基本的合意）

第4条 関係団体は、別途策定する「奈良県広域水道企業団基本計画」の内容に合意する。

（相互協力）

第5条 関係団体は、企業団が事業を経営する地域の健全な発展と水道サービスの向上を図るため、常に相互協力をを行うものとする。

（その他）

第6条 この基本協定に定めのない事項又は基本協定の内容に疑義が生じたときは、関係団体が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書1通を作成し、関係団体の長が署名押印の上、原本を奈良県知事が保有し、他の関係団体の長は、その写しを保有する。

令和5年2月1日

※締結団体の長による署名は省略